

(参考)

〔「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準〕

地域の感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い教科活動	部活動（自由意思の活動）
レベル 3	できるだけ 2 m 程度 (最低 1 m)	行わない	個人や少人数での感染リスクの低い活動で、短時間での活動に限定
レベル 2	1 m を目安に 学級内で最大限の 間隔をとること	収束局面 ↓ 感染リスクの低い活動から徐々に実施	拡大局面 ↑ 感染リスクの高い活動を停止
レベル 1	1 m を目安に 学級内で最大限の 間隔をとること	適切な感染症対策を行った上で実施	十分な感染症対策を行った上で実施

〔新型コロナウイルス感染警戒レベル = 秋田県 = 〕

警戒レベル	指標（目安）	県民への要請
レベル 1 【注意喚起】	新規感染者数 0 人	- 基本的な感染対策の徹底 - 業種別の感染拡大予防ガイドラインの徹底 - 感染者が多い都道府県や地域への移動について慎重な対応を呼びかけ
レベル 2 【強い注意喚起】	1 ～ 6 人/週	レベル 1 の注意喚起に加え、 - 感染者が多い都道府県や地域への移動を避ける呼びかけ - クラスター発生例のある業種の施設やガイドライン未遵守施設などの利用について慎重な対応を呼びかけ - イベントの規模を制限
レベル 3 【協力要請】	7 ～ 24 人/週	レベル 2 の強い注意喚起に加え、 - 都道府県をまたぐ不要不急の移動の自粛を要請 - 不要不急の外出自粛要請（地域や曜日等を限定） - クラスター発生例のある業種の施設やガイドライン未遵守施設などの休業・時短営業の要請（感染者多数発生地域） - イベントの規模をレベル 2 より制限又は中止
レベル 4 【要請】	25 ～ 49 人/週	レベル 3 の協力要請に加え、 - 不要不急の外出自粛要請（全県） - クラスター発生例のある業種の施設やガイドライン未遵守施設などの休業・時短営業の要請（全県） - イベントの中止
レベル 5 【強い要請・指示】 ※国による緊急事態宣言	法 24 条 9 項 法 45 条 9 項	50 人～/週 レベル 4 の要請に加え、 感染拡大防止に必要と考えられる施設の休業・時短営業の要請（全県）
■ 指標により一律に判断せず、感染者の発生状況（増加率、感染経路の由来〈県外・県内〉、感染の広がり〈家庭内にとどまるか、クラスターに拡大するかなど〉）や、感染経路不明者数の状況、病床利用率などを踏まえ、総合的に判断するものであること。		

※国の緊急事態宣言時は 45 条を含め要請を行うが、宣言前は 24 条 9 項による要請を行う。
 (注) 国の基本的対処方針や緊急事態宣言により変更となることがある。

- 感染状況及び病床確保計画のフェーズの引き上げを踏まえ、警戒レベルを 3 に引き上げ、
- 緊急事態宣言が出された 11 都府県との往来について自粛を要請、その他の感染者数が多い地域についても最大限の注意を払うよう強く注意喚起。
 - これまで以上のマスク着用やこまめな手洗いなどの基本的な感染対策の徹底について強く注意喚起。
 - 集会施設や家庭での会食を含め、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、カラオケについては避けるよう強く注意喚起。